

令和2年4月28日

保護者の皆様

京都市立明徳幼稚園  
園長 山崎 直子

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本園の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておりませんが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日以降の対応について、児童生徒や保護者等の皆様への周知期間を確保し、各ご家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、教育委員会において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、更に、その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定することが示されました。

そこで本園においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

### 記

#### 1 臨時休業期間の延長について

##### （1）延長期間

臨時休業を、5月17日（日）まで延長し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。

##### （2）保育の必要がある方（新2号認定を受けておられる方等）について

京都府が、緊急事態宣言の中でも「特別警戒地域」に指定されている現状を踏まえ、より一層、ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力をお願いいたします。そのうえで、就労等により、保育の必要がある方（新2号認定を受けておられる方等）に対する預り保育については、引き続き実施いたします。

※ 新2号認定を受けておられない場合でも、保育が必要な方は、別途ご相談ください。

#### 2 臨時休業期間の対応等

##### （1）緊急事態宣言が京都府に発出されている趣旨も踏まえ、引き続き、期間中は不要不急の外出を控え、できるだけ子どもたちが自宅で過ごせるよう、各ご家庭でも指

導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

(2) 4月7日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間中の健康管理について」に添付しております「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

(3) 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本園ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、ご覧いただくようお願いいたします。

(4) 幼稚園ビデオレターの配付

市立幼稚園では、休園中に家で過ごす子どもたちと、園や園の教員との心をつなぐため、ビデオレター（DVD）を作成し、全園児に配付します。

① 内容

- ・体を動かす遊びや工作、絵本読み聞かせなどの動画
- ・園の教員からのメッセージ動画

② 配付時期 5月7日（木）以降

③ 配付方法 家庭訪問や郵便受けへの投函など

(5) 以下の場合は、すみやかに幼稚園（電話 781-4660）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた